

みなとスキルラボ利用規則（院外）

（趣旨）

第1条 みなとスキルラボ利用規則は、みなとスキルラボ運営委員会規程に基づき、横浜市立みなと赤十字病院みなとスキルラボが所管する施設、設備、機器等の利用に関して必要な事項を定める。

（利用者の資格）

第2条 所管する施設、機器を利用できるのは、当院職員以外に次に掲げる者とする。

- （1）当院で実習を行っている学生
- （2）当院主催または共催の講習会等の参加者
- （3）当院近隣の病院、診療所の職員
- （4）その他、施設長から許可を受けた者

（利用の手続き）

第3条 第2条の者は、病院長あて依頼状（様式は問わない）及び当施設利用申請書（別紙1）に所定の内容を記載して、原則として2週間前（休日を除く）までに担当事務職員に提出の上、施設長の許可を得て利用することが出来る。

第4条 施設、設備、機器を利用できる日時は以下のとおりとする。

- （1）平日9：00～20：00（準備・片づけの時間を含む）
- （2）（1）以外の利用に関しては、施設長が許可をした場合に利用できる。

（禁止事項）

第5条 施設の利用については、次に定める行為をしてはならない。

- （1）目的以外の用途に使用し、又は転貸すること。
- （2）設備、機器等を無断で移動すること。
- （3）設備、機器等を改廃又は新設すること。
- （4）申請書に記載した以外の所管機器に手を触れること。
- （5）施設内で飲食すること。ただし、施設長が認めた場合はこの限りではない。

（遵守事項）

第6条 施設の利用については、次に定める事項を遵守しなくてはならない。

- （1）利用者は入室時に手洗いを励行すること。

- (2) 利用者は各機器の使用説明書（又はDVD等）に従って、適正な使用に努めること。
- (3) シムマン、ALS人形、腹腔鏡シミュレーター等の高額機器の利用については、必ず院内指導担当者が立ち会いのもとで利用すること。
- (4) 施設、設備、機器等を損傷し、滅失し、又は著しく汚損した場合は、直ちに施設長または担当事務（臨床教育研修センター）に届け出るとともに、その指示に従うこと。
- (5) 施設、設備、機器等の利用後は当施設利用報告書（別紙2）に必要事項を記載し、施設、設備、機器等の整理整頓、消灯、施錠、及び錠の返還を行うこと。
- (6) 火気の取り扱い、及び火災予防に注意すること。

（利用の中止）

第7条 利用者が、この利用規則に違反したときは、施設長は当該利用を中止させることができる。

（損害賠償の義務）

第8条 利用者は、その責に帰すべき事由により当施設、設備、機器等を損傷し、滅失し、又は汚損し、当院に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。ただし、事情によっては、その責任を減免することができる。

（雑則）

第9条 この規則に定めるものの他、施設の管理運営にあたり必要な事項は、施設長が別に定める。

附則

- 1 この規程は平成25年6月1日より施行する。